

はじめに

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や経済のグローバル化の進展など、社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした変化に対応できる多様性に富み、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが極めて重要です。

このため、平成11年に男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、社会のあらゆる分野において様々な男女共同参画推進の取組がなされてきました。

さらに、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和元年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が改正されるなど、様々な分野における男女共同参画を推進するための環境が整えられるとともに、令和2年12月には、国において「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されたところです。

この第5次計画では、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする目標を設定するとともに、国際社会において男女共同参画の推進が加速化する中、危機感を持って、各種取組を進めることとしております。

本県においては、「宮崎県男女共同参画推進条例」（平成15年制定）及び「第3次みやざき男女共同参画プラン」（平成29年3月策定）に基づき、男女共同参画推進の施策を総合的かつ計画的に推進しているところですが、今後、「第5次男女共同参画基本計画」や新型コロナウイルスの影響により大きく変化した社会情勢等を十分踏まえ、令和4年度を始期とする「第4次みやざき男女共同参画プラン」を策定することとしております。

本調査は、県民の皆様の男女平等や女性の人権、家庭・地域生活などに対する意識と実態を把握するために実施したものですが、今後、「第4次みやざき男女共同参画プラン」の策定及び男女共同参画社会づくりの一層の施策推進のための基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

調査の実施に当たりまして、御協力いただきました県民の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも男女共同参画社会の実現に向け、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

宮崎県総合政策部長 渡邊 浩司